

令和元年度 公文書開示状況（2月決定分） 中央卸売市場

様式

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部署等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R2. 1. 24	R2. 2. 3	「31葛西市場屋外消火栓配管更新工事」及び「31大田市場事務棟ほか便所改修電気設備工事（第1期）（その3）」の工事設計内訳書	64	1														事業部 施設課			
2	R2. 1. 24	R2. 2. 5	31大田市場監視カメラ設置工事の設計内訳書 31大田市場事務棟外電灯設備改良工事の設計内訳書	13	1														大田市場 市場管理課			
3	R2. 2. 4	R2. 2. 7	31豊洲市場水産卸売場棟電動車電源増設工事に係る金入設計書・特記仕様書・諸経費計算書（共通費算定書）	34	1														豊洲市場 設備課			
4	R2. 1. 31	R2. 2. 7	「31多摩ニュータウン市場管理棟等照明器具取替工事」工事設計内訳書及び共通費計算書	24	1														事業部 施設課			
5	R2. 2. 4	R2. 2. 10	「31多摩ニュータウン市場管理棟等照明器具取替工事」及び「31大田市場事務棟ほか便所改修電気設備工事（第1期）（その3）」に関する以下の文書 ・工事設計内訳書 ・共通費計算書 ・特記仕様書	80	1														事業部 施設課			
6	R2. 2. 4	R2. 2. 10	「31淀橋市場総合事務所棟地下電気室改修工事」及び「31大田市場花き部屋根付積込場整備電気設備工事」に関する以下の文書 ・工事設計内訳書 ・共通費計算書 ・特記仕様書	56	1														事業部 施設課			
7	R2. 2. 4	R2. 2. 18	31大田市場監視カメラ設置工事 31大田市場事務棟外電灯設備改良工事 の設計内訳書の金入設計書・特記仕様書・諸経費計算書（共通費算定書）	42	1														大田市場 市場管理課			
8	R2. 2. 12	R2. 2. 20	「31世田谷市場中央棟ほか空調設備更新工事」及び「31板橋市場花き棟南北1階便所改修設備工事（その2）」、「31食肉センタービル自動火災報知設備受信機更新工事」に関する以下の文書 ・工事設計内訳書 ・共通費計算書 ・特記仕様書	122	1														事業部 施設課			
9	R2. 2. 6	R2. 2. 20	以下案件の仕様書 「31大田市場事務棟屋上石綿分析調査業務委託」 「31葛西市場卸売場トップライト壁面等石綿分析調査業務委託」 「31板橋市場管理棟天井材石綿分析調査委託」	6	1														事業部 施設課			
10	R2. 2. 8	R2. 2. 22	豊洲市場の7街区「C-03」付近における壁と壁の間に隙間が生じる等の事象、および、第六大通路1000番台と2000番台の間の通路における水たまりの発生と目地の歪みについて、これら事象は地盤沈下を原因とするものではない、と東京都が判断する根拠が分かる一切の文書。 ただし、本開示請求者に対してすでに開示された文書を除く。																1	当該箇所については、建物の不具合や損壊等とは認識しておらず、よって当該公文書は、実施機関で作成しておらず、存在しない。	豊洲市場 管理課	
11	R2. 2. 8	R2. 2. 22	豊洲市場の第六大通路1000番台と2000番台の間の通路において、通路の目地が歪み、水たまりが発生していることについて、 ①東京都からいつごろから水たまりの発生を認識していたかが分かる ②水たまりの発生について東京都の見解が分かる ③かかる歪みおよび水たまりの発生についての原因究明および対策に関し、いかなる意思決定がなされているか、そのプロセスが時系列で分かる、 一切の書面および図面ならびに電磁的記録																	1	当該箇所については、建物の不具合や損壊等とは認識しておらず、よって当該公文書は、実施機関で作成しておらず、存在しない。	豊洲市場 設備課
12	R1. 12. 31	R2. 2. 26	・平成26年4月11日付「豊洲新市場・施設に関する要望書」 ・平成29年9月7日付「移転問題に関する要望書」 ・平成29年9月22日付29中新管第309号「移転問題に関する要望書への回答」 ・平成30年4月12日付「貴組合要望書に関する都の取組状況（平成30年3月末時点）」	32	1																（条例第7条第4号）印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に基づき、非開示とする。	管理部 総務課
13	R1. 12. 31	R2. 2. 26	・平成26年11月24日付「豊洲新市場への移転に関する要望」 ・平成26年12月15日付26中新管第326号「豊洲新市場への移転に関する要望について（回答）」 ・平成28年12月15日付「豊洲市場移転延期に伴う様々な懸念に対する要望書」 ・平成29年1月13日付28中新管第756号「豊洲市場移転延期に伴う様々な懸念に対する要望書への回答」 ・使用指定場所以外（通路や壁際等）に置いている物品等の撤去について ・豊洲市場における場内ルールについて	19	1																（条例第7条第4号）印影を公にした場合、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に基づき、非開示とする。	管理部 総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。